

エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）
（国庫債務負担行為に係るもの）

主な入札関係資料等

（平成 27 年度業務からの見直し内容（案）を見え消し表示）

1. 入札説明書（抜粋）	・・・	1
2. 仕様書	・・・	3
（別添 1）調査票号数別条件表	・・・	19
（別添 2）標本設計について	・・・	20
（別添 3）調査名簿フォーマット（H27 調査用予定）	・・・	23
3. 評価項目一覧	・・・	25
（参考）調査表（H27 調査、第 1 号(a)）	・・・	26

入札説明書

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

経済産業省資源エネルギー庁の委託契約に係る入札公告（平成2~~7~~8年9月11日付け公示）に基づく入札については、関係法令及び経済産業省入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

コメント [M1]: 「8月上旬を予定」

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称 平成2~~7~~8年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）
- (2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (5) 入札方法 入札金額は、平成2~~7~~8年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）に関する総価で行う。

なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成2~~5~~8・2~~6~~9・2~~7~~30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、経済産業省資源エネルギー庁が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、入札者の作成した提案書は経済産業省資源エネルギー庁において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 入札説明会の日時及び場所

平成2~~7~~8年9月17日（木） 10時00分～
経済産業省 別館3階301供用会議室

コメント [M2]: 「8月上旬～中旬を予定」

5. 入札書・提案書の提出期限及び提出先

平成278年10月2日(金) 10時00分～12時00分
経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室(別館4階426号室)

コメント [M3]: 「9月上旬～中旬を予定」

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時及び場所

平成278年10月5日(月)
時間、場所については、入札者に別途連絡の上調整

コメント [M4]: 「9月上旬～中旬を予定」

7. 開札の日時及び場所

平成278年10月8日(木) 10時00～
経済産業省 別館地下1階多目的室B

コメント [M5]: 「9月上旬～中旬を予定」

8. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

9. その他の事項については、経済産業省入札心得の定めにより実施する。

10. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする可能性がある。

12. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

13. 契約書作成の要否 要

14. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

15. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
支出負担行為担当官 資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 村瀬 佳史

16. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 入札結果は落札者を含め応募者全員の商号又は名称、入札価格、技術点の合計及び総合評価点について、資源エネルギー庁ホームページで公表するものとする。

(3) この入札に関する照会先

経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室 西山 宏一
電話 03-3501-2647 (ダイヤルイン)
E-mail nishiyama-koichi@meti.go.jp

仕様書

1. 事業名

平成2-~~7~~-8年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）

2. 事業目的

資源エネルギー庁では、約18万の事業所を対象として業種横断的にエネルギー消費実態を把握するための平成2-~~6~~-7年度エネルギー消費統計調査を実施した。

平成2-7-8年度調査においては、これまでの調査の結果を踏まえ、産業部門、業務部門の事業所において平成2-7-8年度1年間に消費されたエネルギーを産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として「平成2-7-8年度エネルギー消費統計調査」を実施する。調査対象数は約18万事業所を予定しているが、今後の状況によっては、調査対象数、調査票等の様式が変更になる可能性がある。

3. 調査の概要（予定）

<1>調査対象の範囲

(1) 地域的属性

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（詳細は別添1参照）

<2>報告を求める者

(1) 数（平成27年度の場合）

① 第1号調査票（a）

約35,000事業所（母集団数：約4,300,000事業所）

② 第1号調査票（b）

約100,000事業所（母集団数：約600,000事業所）

③ 第2号調査票

約14,000事業所（母集団数：約520,000事業所）

④ 第3号調査票

約17,000事業所（母集団数：約150,000事業所）

⑤ 第4号調査票

約1,700事業所

⑥ 第5号調査票

約1,900事業所

⑦ 第6号調査票

約9,900事業所

⑧ 第7号調査票

約190事業所

(2) 選定の方法 (詳細は別添1及び別添2参照)

① 第1号調査票～第4号調査票 (■全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定した標本設計とする。

② 第5号調査票 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

エネルギー管理指定工場名簿

③ 第6号調査票 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

エネルギー管理指定工場名簿

④ 第7号調査票 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

熱供給事業者名簿、エネルギー管理指定工場名簿及び前年度調査の結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所名簿

<3> 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

① 調査対象所在地、事業所名

② 購入電力量又は受電量

③ 電力の契約会社及び契約種別 (第1号調査票～第3号調査票のみ。)

④ 燃料消費量、燃料転換量 (ただし、第1号調査票 (a) 及び第2号調査票については燃料転換量を除く。)

⑤ 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量

⑥ 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量 (第1号調査票 (a) 及び第2号調査票を除く。)

⑦ 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入 (ただし、第3号、第4号、第5号調査票については、売上高・営業収入を除く。)

(2) 基準となる期日又は期間

平成28年4月1日から平成29年の3月末日

<4> 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

民間事業者から報告者に対して、郵送調査またはオンライン調査を実施。

郵送調査では調査関係書類を郵送し、返信用封筒により調査票を回収。

オンライン調査では、電子媒体調査票での提出を希望した報告者に対し、電子メールでの送付、回収を実施。具体的な実施方法として、報告者から申告のあったメールアドレスに誤りがないことを確認するためテスト送信を行った後、電子媒体調査票（EXCEL ファイル）を送信。送信元である民間事業者のメールアドレスへの返信により調査票を回収。

なお、電子媒体調査票は、報告者の調査対象事業所数にあわせ単票形式（1 ファイルに1 事業所分のみの回答を入力できる EXCEL ファイル形式）、リスト形式（1 ファイルに複数事業所の回答を一覧表（リスト）で入力できる EXCEL ファイル形式）を作成。

民間事業者への委託業務（本調査）：調査名簿の作成、調査対象事業所の抽出、調査関係書類の印刷、調査票の配布・回収、審査、疑義照会、督促、作業報告書作成

< 5 > 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1 年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

4 月～6 月 1 5 日

< 6 > 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

集計結果については、インターネット（e-Stat）により公表する。

(2) 公表の期日

平成 3 0 年 3 月末公表目途

4. 事業内容

「平成 2 8 - 2 7 年度エネルギー消費統計調査」（一般統計調査）の調査実施について、次の各項目に係る実務を行う。また、調査の実施に当たっては「エネルギー消費統計調査事務局」を設置する。（各項目についての具体的事項については、「※エネルギー消費統計調査実施に当たっての注意」に従って委託業務を遂行する。）

(1) 調査名簿の作成

(2) 調査関係書類の印刷

(3) 事前案内等

(4) 省エネ定期報告実施事業所向け調査票送付先特定コール

- (5) ビル全体回答用調査票送付可否確認コール
- (6) 調査関係書類の発送
- (7) 問い合わせ対応
- (8) 調査票受付・画像化处理、データ入力
- (9) 督促
- (10) 審査・疑義照会、データ修正
- (11) 名簿整備
- (12) 作業報告書作成等
- (13) データの利用に関する書類提出等

※ エネルギー消費統計調査実施に当たっての注意

1 全般的な注意事項

- 調査の実施に当たり、調査票の回収率向上のための提案を行い、資源エネルギー庁総合政策課担当者（以下、「担当職員」という。）の了解を得て、実施する。
- 調査客体に次回以降の調査も協力を得られるような調査を実施する。
- 回収目標率を過去最高水準の6-5-7.2パーセント以上とする。
- 調査実施の各工程において、担当職員から立ち会いの要請があった場合は、それを認める。
- 調査実施の各工程スケジュールについて、必要に応じて担当職員と調整する。
- 白票や誤記入を極力減らす努力をし、集計に必要な情報を得る。
- 納入物に記録するソフトウェア等については、事前に担当職員の許可を得る。
- 記述のない事項で疑義が発生した場合は、双方で誠意を持って協議の上決定する。

2 セキュリティ管理に関する注意事項

- 本委託作業における再委託先等も含め、セキュリティ管理体制を明確にする。
- 本調査では、企業経営に関する重要な情報を含む調査となっていることから、調査対象名簿、調査票及び電子データ（リストに印刷したものを含む。）の取扱いについては、情報の漏洩等が発生しないよう、細心の注意を払う必要がある。そのため、委託先においては、プライバシーマーク、ISO認同等を取得していることが重要であり、直接的な業務あるいはシステム面等を再委託する場合には、これらの再委託先についても取得が望ましい。

なお、委託先においては、セキュリティマニュアルを作成し、調査情報の運用管理（再委託先等における運用管理の監督を含む。）を行う。また、作成したセキュリティマニュアル（既に作成してあるものを含む。）は、担当職員に契約日から1か月以内に提出するとともに、最終納品物に含める。

3 調査各段階における注意事項

- 平成27-28年度エネルギー消費統計調査の次の各作業について、作業方針、作業フロー及び作業体制を明確にする。
 - (1) 調査名簿の作成
 - (2) 調査関係書類の印刷
 - (3) 事前案内等
 - (4) 省エネ定期報告実施事業所向け調査票送付先特定コール
 - (5) ビル全体回答用調査票送付可否確認コール
 - (6) 調査関係書類の発送

- (7) 問い合わせ対応
- (8) 調査票受付・画像化処理、データ入力
- (9) 督促
- (10) 審査・疑義照会、データ修正
- (11) 名簿整備
- (12) 作業報告書作成等
- (13) データの利用に関する書類提出等
- 作業体制については、作業担当の責任者及び担当者の連絡先を明確にする。
- 各項目の《 》内に記載されている件数、時期等は、平成2~~7~~8年~~8~~6月~~14~~6日時点の平成2~~6~~7年度調査実績又は平成2~~7~~8年度調査想定の数であるが、実査においては想定にこだわらず、実績と同等又はそれ以上の件数について作業を行う。

(1) 調査名簿の作成 (フォーマット: 別添3参照)

- 担当職員が提供する調査対象母集団名簿 (項目としては、共通事業所コード) に住所正規化情報、ビルテナント情報、本社・支社情報等を付加する。
 なお、調査対象母集団名簿は、総務省の「事業所母集団データベース (平成2~~6~~7年次フレーム)」等、約600万件を想定しているが、担当職員の指示に従うこととする。
- 上記で作成した名簿から標本抽出作業等を行い、調査対象名簿を作成する。
 ※ 送付先がテナント等の場合には回答できる人に調査票を送付する。そのための名寄せを行う。
 ※ 送付先が、多数の事業所を持つ企業やフランチャイズ展開している場合には、対象先を選定のうえ、本社・本部等に対し調査依頼をする。そのための企業名寄せを行う。

具体的作業は以下のとおり。

- ① 調査対象母集団名簿の住所正規化等
 - ・ 調査票不達の低減等を狙い、調査対象母集団名簿 (約600万件) に対し、旧住所を新住所に修正するなどの住所正規化を行う。
 - 《平成2~~7~~6年度調査対象件数: 600万事業所》
- ② グループコードの設定付加
 - ・ 1社で多事業所が調査対象となるなど、当調査において回答の収集が重要な企業・団体若しくは企業グループを選定した上で、該当する事業所を名寄せし、体系立てた識別コードを付与する。
 - 《平成2~~7~~6年度調査対象件数: 600万事業所 (調査対象母集団名簿)
 - 付加件数: 民営: 550-590グループ (12, 600-12, 000事業所)
 - 公営: 120-130グループ (4, 300-4, 200事業所)》
- ③ 省エネ敷地コードの設定付加
 - ・ 対象がテナント等の場合には回答できる人に調査票を送付する必要があるため、省エネ定期報告実施施設 (商業施設やオフィスビル等を主) を対象にビルテナント情報の整理を行う。 具体的には、担当者が提供する過年度調査情報に加えて、受託者が、調査対

象母集団名簿のビル名欄記載内容や、WEB掲載情報等からできる限りの情報収集を行い、反映する。

- ・上記ビル以外の省エネ定期報告実施施設においても有効な回答を得られる可能性のあるものに対して、施設－事業所情報の整理を行う。具体的には、担当者が提供する過年度調査情報に加えて、受託者が、できる限りの情報収集を行い、反映する。

《平成2-~~6~~-~~7~~年度調査対象件数：15,000件（省エネ定期報告実施施設名簿）
600万事業所（調査対象母集団名簿）

付加件数：2,500-~~2,600~~件（126,000-~~112,000~~事業所）》

④ ビル敷地コードの設定付加

- ・対象がテナント等の場合には回答できる人に調査票を送付する必要があるため、省エネ定期報告実施建物以外かつ、建物全体の有効な回答を得られる可能性のあるものに対して、対象のテナントと紐づけるためのビル－テナント情報の整理を行う。具体的には、担当者が提供する過年度調査情報に加えて、受託者が、調査対象母集団名簿のビル名欄記載内容や、WEB掲載情報等からできる限りの情報収集を行い、反映する。

《平成2-~~6~~-~~7~~年度調査対象件数：

- ・過年度調査時に建物全体の数値を回答した先（一定規模以上等の条件で抽出）：4,300件（78,000-~~68,000~~事業所）》
- ・平成2-~~6~~-~~7~~年度調査時に自らのエネルギー消費量を把握していないテナント等より、当調査で回答すべきエネルギー消費量を把握している先として指名されたオーナー・管理者など（情報の充足度など一定条件で抽出）：400-~~560~~件（4,500-~~5,500~~事業所）》

⑤ 庁舎敷地コードの設定付加

- ・一定のルールの下で庁舎内の事業所の整理を行う。（庁舎－事業所情報の付与）

《平成2-~~6~~-~~7~~年度調査対象件数：

- ・中央省庁、都道府県、市区町村、東京都23区、政令指定都市の区の本庁舎：2,000-~~2,100~~件（13,000-~~12,000~~事業所）
- ・庁舎以外の合同庁舎（調査回答者の要望等による）：560-~~540~~件（4,100-~~3,600~~事業所）》

⑥ 部門別事業所の企業名寄せコードの設定付加

- ・一定のルールの下で同一住所にある同一企業の複数部門を一括して回答した民間企業の名寄せ整理を行う。

《平成2-~~6~~-~~7~~年度調査対象件数：920-~~900~~件（4,400-~~2,500~~部門）》

⑦ 平成2-~~6~~-~~7~~年度調査の調査票記入者情報メンテナンス

- ・平成2-~~6~~-~~7~~年度調査の回答者（記入者）の情報を平成2-~~7~~-~~8~~年度調査において活用するためのデータメンテナンスとして、調査対象名簿と回収調査票の名簿情報に関する差異チェックを行う。その際、データの採否判断を精緻に行う。

《平成2-~~6~~-7年度調査対象件数：110,000-~~120,000~~件》

⑧ 自家発電保有事業所名簿の整備

- ・担当職員の指定する名簿や、平成2-~~6~~-7年度調査結果等に基づき、自家発電保有事業所名簿を整備した上で平成2-~~7~~-8年度調査に活用する。

《平成2-~~6~~-7年度調査対象件数：13,000-~~12,000~~件》

⑨ 調査対象事業所の抽出

- ・担当職員が提供する調査対象母集団名簿を母集団として、事業所を抽出単位とした層別抽出を行う。ただし、エネルギー多消費事業所等については有意抽出を行う。

[層別抽出]

- ・調査対象母集団名簿より以下の事業所を除く
 - ・経済産業省特定業種石油等消費統計名簿掲載事業所
 - ・省エネ定期報告実施事業所
 - ・熱供給事業所名簿掲載事業所
 - ・自家発電保有事業所名簿掲載事業所
 - ・特定条件に合致する電力・ガス会社事業所、鉄道業の事業所等
 - ・その他戦略企画室が指定する事業所
- ・当調査で使用する業種分類を担当職員の指示の下、分類・付与する。
- ・当調査で使用する従業者数区分を担当職員の指示の下、分類・付与する。
- ・上記従業者数区分業種分類により別添1のように悉皆抽出、標本抽出(無作為抽出等)を行う。なお、標本抽出する際には、経年変化の安定化を図ることを目的に、2分の1は昨年度の調査において標本として2年間継続して調査するものとして抽出した事業所を採用し、その他2分の1は次年度の調査まで2年間継続して調査するものとして無作為抽出するものとする。

[有意抽出]

- ・省エネ定期報告実施事業所(特定業種の事業所、経済産業省特定業種石油等消費統計名簿掲載事業所を除く)
- ・熱供給事業所名簿掲載事業所
- ・自家発電保有事業所名簿掲載事業所
- ・その他戦略企画室が指定する事業所

⑩ 重複是正処理の実施

- ・重複是正用ファイルの作成及び提出を行う。
- ・重複是正対象事業所を除外し、是正結果の報告を行う。
- ・除外された調査対象事業所の補填を行う。

《平成2-~~6~~-7年度調査対象件数：400-~~370~~件》

(2) 調査関係書類の印刷

- 本調査の実施に当たって、調査対象事業所に配布する調査関係書類は、①送付用封筒、②返信用封筒、③協力依頼状、④調査票、⑤記入要領、⑥平成2-~~6~~-7年度エネルギー消費統計調査の結果概要を予定している。
- 各調査関係書類の印刷部数は、担当職員が提示する調査対象事業所数（標本数）を基数とする。ただし、再送付を必要とする事業所があることから、その分を見込んでおく。
- 各調査関係書類の印刷に当たっては、担当職員に印刷仕様を提示し了解を得る。
- 各調査関係書類は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に作成する。
- 各調査関係書類には、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、「政府統計の統一ロゴタイプ」を使用基準に則り印刷する。
- 各調査関係書類について、発送作業終了後、10部をセットにして納品する。
 - ① 送付用封筒
 - ・封筒の表に以下の実施機関名及び調査名を印刷する。
実施機関名：資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室
調査名：平成2-~~7~~-8年度エネルギー消費統計調査
 - ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
 - ② 返信用封筒
 - ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
なお、返送先はエネルギー消費統計調査事務局とし、住所は委託先住所とするため、事前に郵便事業会社当該地区支社・局の了解を得る。
 - ③ 協力依頼状
 - ・協力依頼状は、資源エネルギー庁長官名の公文書とする。
 - ・協力依頼状に印刷する公印の印影は、担当職員が提供する印影を使用する。（印影は赤字とする）
 - ④ 調査票
 - ・担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
 - ・調査票については、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、実査側から見た最適と思われる原稿（案）を作成し、担当職員の了解を得る。
 - ・調査票の種類は、第1号（a）：一般票（簡易版）、第1号（b）：一般票、第2号：屋外事業、第3号：公営、第4号：ビル、第5号：省エネ報告対象（ビル）、第6号：省エネ報告対象（一般）、第7号：熱供給業の合計8種類とする。
 - ・調査票の送付先、調査対象事業所の「事業所名」、「事業所所在地」、「調査ID」については、調査対象名簿上の情報を基に、プレプリントする。
 - ・印刷は4色刷りとする。
 - ⑤ 調査票の記入要領
 - ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。

・印刷は2色刷りとする。

⑥ 平成2-~~6~~-7年度エネルギー消費統計調査の結果概要

- ・印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル、産業全体平均及び産業別平均の集計並びに調査の必要性や政策用途に関する内容）を基に、体裁を整える。
- ・印刷は4色刷りとする。

(参考) 平成2-~~6~~-7年度調査時における印刷部数については以下のとおり。(一部想定件数)

	印刷物種別	発注数	仕様
1	調査協力依頼文(長官印)	184,400 18,000	A4 1枚 表面のみ印刷 2色
2	調査票第1号(a)(一般票・簡易版)	38,300 45,000	A3 1枚 表裏 4色
3	調査票第1号(b)(一般票)	99,500 91,000	A3 1枚 表裏 4色
4	調査票第2号(屋外事業)	14,800 18,300	A3 1枚 表裏 4色
5	調査票第3号(公営)	14,000 15,000	A3 1枚 表裏 4色
6	調査票第4号(ビル)	3,700 4,000	A3 1枚 表裏 4色
7	調査票第5号(省エネ報告対象(ビル))	2,400 2,700	A3 1枚 表裏 4色
8	調査票第6号(省エネ報告対象(一般))	10,300 11,000	A3 1枚 表裏 4色
9	調査票第7号(熱供給業)	250 300	A3 1枚 表裏 4色
10	調査票・記入要領 調査票第1号(a)用	38,300 45,000	A4 12ページ 4色 中綴じ
11	調査票・記入要領 調査票第1号(b)用	99,500 91,000	A4 16ページ 4色 中綴じ
12	調査票・記入要領 調査票第2号用	14,800 18,300	A4 12ページ 4色 中綴じ
13	調査票・記入要領 調査票第3号用	14,000 15,000	A4 16ページ 4色 中綴じ
14	調査票・記入要領 調査票第4号用	3,700 4,000	A4 16ページ 4色 中綴じ
15	調査票・記入要領 調査票第5号用	2,400 2,700	A4 16ページ 4色 中綴じ
16	調査票・記入要領 調査票第6号用	10,300 11,000	A4 16ページ 4色 中綴じ
17	調査票・記入要領 調査票第7号用	250 300	A4 16ページ 4色 中綴じ
18	平成24年度エネルギー消費統計結果概要	182,000 18,000	A3 2枚 表裏 4色 2枚重ね 2つ折り加工
19	返信用封筒	182,000 18,000	角2(表2色、裏1色) 2つ折り加工
20	送付用封筒	182,000 16,800	角2(2色) 表面のみ印刷

21	はがき(事前案内用(前年度調査対象を除く)、 提出期限前リマインド用、回収督促用等)	183,000 20 4,000	
22	締め切り延期案内	19,000 21 000	A4 1枚 表面のみ印刷 1色

注)記載の数値は全て概数であり、100未満を切り上げている。

(3) 事前案内等

【1 社多事業所対応】

- 1社(団体)で多事業所が調査対象となるなど、当調査において回答の収集が重要な企業・団体若しくは企業グループの回収率向上のため、事前案内の実施(調査票送付方法・送付先の確認)、希望回答方法への対応(調査票紙・電子ファイル(リスト形式・単票形式)・先方形式)を行う。

また、平成2~~6~~7年度調査において電子ファイルでの回答を希望した企業グループに関しては、平成2~~7~~8年度調査においても引き続き電子ファイルで回答する意志があるとみなし同様の方法で電子ファイル調査票の送付(セキュリティを確保したエクセル形式の電子ファイル調査票を電子メールまたはファイル送信サービスにより送付)を行う。

その他の具体的な対応については、事前に、担当職員に提案・提示し、了解を得る。

《平成2~~7~~6年度調査対象件数：

民営~~550~~50~~590~~グループ(12,600~~12,000~~事業所)：1社(団体)当たりの調査対象事業所数(概ね50事業所以上の企業)、前年の調査回答状況等を基に選定、
公営~~120~~12~~130~~グループ(4,300~~4,200~~事業所)：中央省庁、都道府県、都道府県警察、及び前年の調査回答状況等を基に選定》

《平成27年度電子ファイル送付対象件数：約10,000~~9,000~~事業所》

【熱供給事業者対応】

- 1事業所でエネルギー消費量が膨大な事業所であり、当調査において回答の収集が重要となる熱供給事業者の回収率向上のため、きめ細やかな督促及び疑義照会を行う。なお、具体的な対応については、事前に、担当職員に提案・提示し、了解を得る。

《平成2~~6~~7年度調査対象件数：190件》

【上記以外の事業所への事前書面送付】

- 回収率向上を目的として、上記1社多事業所対応及び熱供給事業者を除く無作為抽出層の事業所に対し、書面による調査の事前案内を実施する。詳細な対象条件は、事前に担当職員に提示し了解を得る。
- 印刷原稿は、担当職員と協議の上作成する。
- 書面送付後、調査対象事業所から書面記載情報の修正要請があった場合は、可能な限り対応する。

《平成2~~6~~7年度調査対象件数：54,000~~72,000~~件》

(4) 省エネ定期報告実施事業所向け調査票送付先特定コール

- 有意抽出である省エネ定期報告実施事業所の回収率向上のため、当調査と省エネ定期報告との違いの説明や協力依頼、及び調査票の送付先の確認を電話により行う（3月下旬から4月中旬を想定）。

《平成2~~6~~7年度調査対象件数：1,050~~1,140~~件》

(5) ビル全体回答用調査票送付可否確認コール

- 自らエネルギー消費量を把握していないテナント等に代わり、入居ビル等のオーナー・管理者にビル等全体のエネルギー消費量の回答可否及び調査票の送付先の確認を行う（4月上旬から4月中旬を想定）。
- ・平成2~~6~~7年度調査時に自らのエネルギー消費量を把握していないテナント等より、当調査で回答すべきエネルギー消費量を把握している先として指名されたオーナー・管理者などを一定条件（情報の充足度など）で抽出する。
- ・特定のビル等全体のエネルギー消費量についての回答可否を電話により確認する。

《平成2~~7~~6年度調査対象件数：210~~320~~件》

- ・調査票の送付先を電話により確認するとともに調査協力要請を行う。

(6) 調査関係書類の発送

- 調査客体が有効回答を得られやすい時期かつ事務局の作業工程を鑑みて調査票発送時期と回数を設定し、発送する。

《平成2~~6~~7年度調査：平成2~~7~~8年4月中旬頃に1週間程度内を目途に、送付先所在地を基準とした地域別に3回程度に分けて発送》

- ・調査関係書類の送付日については、事前に担当職員に報告する。
- ・郵便の種類は、通常郵便（信書）で送付する。

○ 調査客体の要望に沿った調査票発送、調査関係書類の再発送要望への対応を実施する。

・調査対象事業所ごとに送付先情報、再送付履歴を記録する。

・発送件数表は、作業報告書に添付し、提出する。

・各事業所の要望に沿って、通常郵便（信書）または宅配便で送付する。

《平成2~~8~~年度再発送想定件数：4月中旬から8月下旬にかけて25,000件》

(7) 問い合わせ対応

- 調査に対する質問へのスムーズな応答、調査拒否電話に対する調査協力要請・説得を果たすため、受託者により、フリーダイヤルによる当調査専用の問い合わせ窓口を設置する（フリーダイヤル使用期間（コールセンター稼働期間）は、3月上旬から9月中旬）

を想定)。なお、フリーダイヤルにかかる通話料金は受託者が支払うものとし、資源エネルギー庁への外線転送は想定していない。

- ・問い合わせ対応マニュアルを作成し、調査対象事業所からの問い合わせに対応する。
- ・調査対象事業所からの問い合わせ1件ごとに問い合わせ内容を記録する。
- ・定期的に問い合わせ件数表を取りまとめる。
- ・問い合わせ内容及び応答結果は、必要に応じて問い合わせマニュアルに追加する。
- ・問い合わせマニュアル及び問い合わせ件数表は、作業報告書に添付し、提出する。
- ・コールセンターで処理できない案件については、エネルギー消費統計調査事務局において、調査責任者が対応する。

《平成27年度調査問い合わせ想定件数：21,000~~23,000~~件》

※調査票発送時期における4月、6月～7月にかけてピークがある傾向

(8) 調査票受付・画像化処理、データ入力

- 調査票を受付、画像化処理を行う。
- 調査票の配送・授受の体制及び事故防止のための対応について、事前に、担当職員に提示し、了解を得る。
- 調査票の受付、調査票の所在管理等は管理システム等により厳格に行う。
 - ・1週間ごとに、日別提出状況表を取りまとめ、担当職員に報告する。
 - ・提出状況表（総括表）として、産業中分類別・従業者規模別表を作成する。
 - ・担当職員から中間報告の要請があった場合は、提出状況表（総括表）により中間報告を行う。
 - ・調査終了後、提出状況表（総括表）を取りまとめ、作業報告書に添付する。
 - ・契約期間中は、調査票を保管する。
 - ・受付名簿を作成し、調査票の提出状況を逐次管理する。
 - ・受付名簿には、問い合わせ対応の結果得られた受取拒否、宛先不明、休業・廃業の情報を反映する。
 - ・郵便局からの入荷調査票の通数確認、回収日などの登録を行う。
 - ・電子ファイル提出データの受付・整備を行う。
 - ・調査票チェック及び各種フラグ付与（軽微な疑義の解消、判別困難文字数字の解読、各種フラグの付与）を行う。
- 当初設定の調査対象範囲外での回答の登録管理（回収した調査票のエネルギー消費量が、当初設定の調査対象範囲ではなく、他事業所を含んでいる場合、または他事業所に含まれている場合は、包含関係にある事業所を特定し明確に記録）を行う。
- 回収調査票のスキヤン（画像化）、及びローデータ入力を行う。

《平成27年度調査想定件数：130~~45~~,000件》

(9) 督促

- 未提出調査票の回収を目的とした督促計画を立案し、担当職員の下承を得る (4月上旬を想定)。
- 督促書面の内容については、事前に、担当職員の下承を得る (4月中旬を想定)。
- 督促業務を円滑に遂行するために、督促対応マニュアルを作成する。督促対応マニュアルについては、事前に、担当職員の下承を得る (6月中旬を想定)。
- 原則として、調査票未提出の全ての調査対象事業所に対する督促を行い、目標回収率に到達するように努める (6月下旬から8月上旬にかけて、書面及び電話による督促を実施。調査票の提出期限は6月15日であり、事業者からの送付にかかる日数を考慮し、若干の余裕をもって6月下旬より開始をする想定)。
- 督促に要する電話番号情報は、担当職員が提供する前年までの記入者情報に加え、担当職員が提供する調査対象母集団名簿から整備する。
- 毎日の調査票提出の受付情報を基に、調査票提出のあった企業を督促対象から除外する。
- 督促の際に、調査対象事業所から質問等があった場合は、督促状況、応答内容を記録する。
- 督促件数の日報を作成する。
- 1週間ごとに、日別提出状況表を取りまとめ、担当職員に報告する。
- 担当職員から中間報告の要請があった場合は、対応する。
- 調査終了後に、督促件数・結果を取りまとめ、作業報告書に添付し、提出する。
- コールセンターで処理できない案件については、エネルギー消費統計調査事務局において、調査責任者が対応する。
- 督促時に相手方が不在の場合、資源エネルギー庁への問い合わせが入らないように工夫する。

【書面による督促】

- ・調査票提出期限前後の時期に、書面による督促を実施する。

《平成2-~~6~~-7年度調査督促対象件数：130,000-120,000件》

【電話による督促】

- ・調査票提出期限後に、電話による督促を実施する。

《平成2-~~7~~-8年度調査督促想定件数：62,000件》

(10) 審査・疑義照会、データ修正

- 担当職員が提供する審査マニュアルに基づいて、審査処理及び結果の確認を行う。
- 審査ロジックについては以下等とするが、有用な審査ロジックがあれば、事前に担当職員に提示し下承を得る。

【基本ロジカルチェック】

- ・ 必須事項の記入漏れ
- ・ 合計と内訳の整合性 (合計値と内訳が一致しない、または内数が合計値を上回る場合に、エラーとするロジック)
- ・ 設問間の相関 (ある設備に記載があった場合、必ず存在するはずの記載が無い場合に、エラーとするロジック)

【回答値審査】

- ・ 平成26-7年度調査回答との比較 (前年度に回答がある事業所について、一般の事業活動に伴うエネルギー消費量の増減であると推測し得るとして資源エネルギー庁が増減率範囲を燃料種別に設定し、前年度回答値からの増減率が、当該範囲を逸脱した項目をエラーとするロジック)
- ・ 同業種同従業者数規模指標との比較 (主要燃料(電力、都市ガス、LPG、ガソリン、灯油、軽油、A重油)および総熱量について、前年回答値を対数化して標準偏差±2.5倍以上を外れ値として除外し、外れ値排除後の前年度回答値から業種・従業者数規模別に標準偏差±2倍以内に基準値を設定。当該基準値を逸脱した項目をエラーとするロジック)
- ・ 延べ床面積 1m² 当たり総熱量との比較 (省エネ事業所と一般事業所に区分のうえ、延べ床面積 1m² 当たり総熱量の前年回答値を対数化して標準偏差±2.5倍以上を外れ値として除外し、外れ値排除後の前年回答値から業種別に標準偏差±2倍以内に延べ床面積 1m² 当たり基準値を設定。当該基準値の範囲内であれば、同業種同従業者数規模指標との比較でエラーとなっても、正しい解答と判定するロジック)
- ・ 総熱量変動率と事業所活動指標変動率との比較 (売上高、延べ床面積、従業者数の何れかの変動率が総熱量の変動率を上回っていた場合、同業種同従業者数規模指標との比較、延べ床面積 1m² 当たり総熱量との比較でエラーとなっても、正しい解答と判定するロジック)
- ・ ビル全体回答用調査票(第4号、第5号)における、延べ床面積 1m² 当たり総熱量との比較 (建物使用形態ごとの延べ床面積 1m² 当たり総熱量について、前年回答値を対数化して標準偏差±2.5倍以上を外れ値として除外し、外れ値排除後の前年度回答値から建物使用形態別に標準偏差±2倍以内に基準値を設定。当該基準値から逸脱していた場合に、エラーとするロジック。また建物使用形態は、以下に分類)

※建物使用形態(前年が「7.上記以外の形態」であった場合は、適切な基準値の設定が難しいため、本ロジックを実施しない)

- 1.事務所系(主に事務所)
- 2.商業系(主に飲食店・店舗等)
- 3.住居系(主に賃貸・分譲マンション)

4.文教施設（学校、図書館、博物館等）

5.医療・福祉施設（病院、診療所、福祉施設等）

6.宿泊施設（ホテル、旅館等）

7.上記以外の形態

【その他審査】

- ・ 自家発電保有事業所リストチェック（自家発電設備保有事業所名簿に掲載された事業所が、「常用自家発電がない」と回答していた場合にエラーとするロジック）
- ・ エネルギー転換効率適正值との比較（投入燃料に対して発生する熱源や自家発電量が、資源エネルギー庁が指定する適正効率に対して逸脱した項目をエラーとするロジック）
- ・ 特定業種の専用審査
 - － 電気業のうち発電所：以下の場合をエラーとするロジック
 - ① 購入電力が、資源エネルギー庁が指定する閾値より過大である場合
 - ② 自家発電設備を所有・管理していないと回答がある場合
 - ③ 発電しているが販売・払出量が記入されていない場合
 - － 廃棄物処理業：焼却した廃棄物量、発生した排熱の回答漏れをエラーとするロジック
 - － 熱供給業：第7号調査票の場合、全ての調査項目について「平成27年度調査回答との比較」を実施し、平成27年度回答値からの増減率が、資源エネルギー庁が設定した変動率範囲を逸脱した項目、前年度回答があるが本年度回答がない項目を「エラーとする」ロジック。なお、第1(b)号、第6号調査票の場合、熱源の販売・払出量について回答があれば、次年度の第7号調査票対象候補として記録する。

- 必要に応じて調査対象事業所に確認（照会）を行い、ローデータの修正処理を行う。
- 審査処理内容・照会結果表を取りまとめ、作業報告書に添付する。

《平成2-7-8年度調査疑義照会想定件数：48,000-41,000件》

(11) 名簿整備

- 平成2-7-8年度調査の結果を受けて調査対象母集団名簿、調査対象名簿の更新、修正を行う。
- ・ 提出された調査票の「事業所名」「事業所所在地」に訂正がある場合は、調査票の訂正情報を基に、受付名簿を訂正する。
- ・ 調査終了後、受付名簿の受付情報、訂正情報及び督促結果（受取拒否、宛先不明、休業・廃業、社名変更・合併、敷地名寄せ、エネルギー把握者情報）を基に、情報を追加・訂正して、調査対象母集団名簿（確定名簿）、調査対象名簿（確定名簿）を作成し、納品する。

(12) 作業報告書作成等

- ・当調査の作業報告書等の電子ファイルを作成し、納品する。報告書は、今次調査の実施状況報告等を含む内容とする。具体的内容については、担当職員と相談する。
 - ・調査票データ（無効票を含めローデータ及び審査・修正済データ一式）を平成2-~~8~~-9年8月31日までに中間納品し、平成2-~~8~~-9年9月30日までに最終納品する。
- ※ 平成2-~~5~~-6年度調査結果に関しては、以下のURLを参照。
なお、平成2-~~6~~-7年度調査は現在実施中であるため調査票等の調査関係用品のみの掲載となっている。

http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001/

(13) データの利用に関する書類提出等

- ・調査対象母集団名簿等を利用するに当たり、契約後速やかにデータ利用申請書（様式は別途指示）を提出する。
- ・また、業務終了後は、作業ファイルを含む全てのデータ消去報告書（様式は別途指示）を提出する。

4. 実施期間

委託契約締結日から平成2-~~8~~-9年9月30日まで

5. 提供物及び提供時期

本委託事業に必要な各種名簿情報等の提供物及びその提供時期は別途提示する。

6. 納入物及び納入場所

(1) 納入物

調査報告書の電子媒体 一式

調査対象母集団名簿（確定名簿）、調査対象名簿（確定名簿）、調査票データ（ローデータ及び審査修正済データ）、作業報告書（オリジナル形式電子ファイル及びPDFファイル）（CD-R）
調査票の画像データ（外付けHDD）

※調査票の原本は、受託者において処理（裁断・溶解処理等）

(2) 納入場所

資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室（別館4階426号室）

エネルギー消費統計調査 調査票号数別条件表

別添1

条件	熱を発生かつ販売 ※1	該当せず				該当
	民営・公営の別	民営		公営		
	ビル・施設全体 ※2	該当せず		該当 ※4	該当せず	
	エネルギー管理指定工場 ※3	該当せず		該当	該当せず	該当

日本標準産業分類 大分類	従業者数									↓	↓	↓	↓	従業者数									↓
	1～3名	4～9名	10～19名	20～29名	30～49名	50～99名	100～199名	200～299名	300名～					1～3名	4～9名	10～19名	20～29名	30～49名	50～99名	100～199名	200～299名	300名～	
A 農業, 林業	第2号調査票									第6号調査票	第5号調査票	第4号調査票	第5号調査票	第3号調査票									第7号調査票
B 漁業																							
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業																							
D 建設業																							
E 製造業	第1号調査票(a)	第1号調査票(b)								第6号調査票	第5号調査票	第4号調査票	第5号調査票	第3号調査票									第7号調査票
F 電気・ガス・熱供給・水道業																							
G 情報通信業																							
H 運輸業, 郵便業																							
I 卸売業, 小売業																							
J 金融業, 保険業																							
K 不動産業, 物品賃貸業																							
L 学術研究, 専門・技術サービス業																							
M 宿泊業, 飲食サービス業																							
N 生活関連サービス業, 娯楽業																							
O 教育, 学習支援業																							
P 医療, 福祉																							
Q 複合サービス業																							
R サービス業(他に分類されないもの)																							
S 公務(他に分類されるものを除く)	第1号調査票(a)																						

無作為抽出層(ただし、自家発電設備名簿に登録されている事業所については全数調査とする)

- ※1 熱供給事業者名簿、エネルギー管理指定名簿及び前年度調査結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所(主として日本標準産業分類の中分類35熱供給業)
- ※2 ビル・施設全体のエネルギー消費量について把握しているビルオーナー等名簿に登録されている事業所(ビルオーナー等事業所、またはテナント)が抽出された場合、そのビル・施設全体を調査対象とし、ビルオーナー等を報告者とするもの
- ※3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく第一種及び第二種エネルギー管理指定工場
- ※4 公営のビル・施設の場合は第3号とする

エネルギー消費統計調査における標本設計について

1. 標本数の設定

本調査の範囲に相当する事業所について、層化抽出法（ネイマン配分法）によりサンプル数を決定する。

前年度調査設計時と同様、産業大分類（製造業は産業中分類）単位でエネルギー消費量総和の標準誤差率が3%以内になることを目的とする。

各カテゴリに対する発送数は、具体的には下記で表される。

$$n_h = \frac{N_h \sigma_h}{\sqrt{\beta_h}} \frac{\sum_{h' \in S} \frac{N_{h'} \sigma_{h'}}{\sqrt{\beta_{h'}}}}{\left(\sum_{h' \in S} N_{h'} \sigma_{h'}^2 + r^2 Y^2 \right)}$$

n_h : 調査票発送数

h : 層

S : 表章の区分

N_h : 母集団事業所数

β_h : 有効回答率

σ_h : エネルギー消費量の標準偏差

Y : エネルギー消費量の総和

r : 目標標準誤差率

2. カテゴリ区分

層化（カテゴリ分類）は、下記のとおり行い、必要サンプル数を決定する。

・業種（産業中分類ベース）×従業者規模区分9区分×管理部門/現場かどうか。

(1) 業種分類

業種分類は産業中分類をベースとするが、一部の産業中分類については業種細分化を行い、合計109の業種に区分する。

(2) 従業者規模区分

事業所母集団データベース（前年次フレーム）の従業者を利用して、1～3人、4～9人、10～19人、20～29人、30～49人、50～99人、100～199人、200～299人、300人～の9区分に分割する。

(3) 現場

同一業種であっても、製造業等事業所が管理部門であるかどうか、農林水産業・鉱業・建設業等の事業所が建物以外の現場を含むかどうか、によってエネルギー消費傾向が異なる。これらを別カテゴリとして扱うことにより、業種の細分化時と同様に必要発送数を減らすことができる。

前年度調査の設問を利用して、以下の業種（産業大分類 A～F、S）について、現場の有無別の母集団事業所数を集計し、それぞれ別カテゴリとして標本設計を行う。

表 1 「現場の有無」の事業所の定義

	「現場無し」	「現場有り」
製造業（産業大分類 E）	管理部門のみを有する事業所	製造部門・研究部門等を含む事業所
非製造業（産業大分類 A～D） 電気・ガス・熱供給・水道業（産業大分類 F） 公務（産業大分類 S）	管理部門のみを有する事業所	農林水産業・鉱業・建設業等の建物以外の現場を含む事業所
その他の業種	管理部門・現場の区別をしない。	

（現場の有無別については、従来の母集団名簿である事業所・企業統計調査名簿には含まれないため、現場の有無別の母集団事業所数を調査結果から推定する必要があったが、「平成 21 年経済センサス-基礎調査」においては、上記のような「管理部門」と「現場」の事業所が異なる産業小分類に格付けされていることから、管理部門かどうかの調査や、管理部門事業所の推定が不要とすることを検討していた。しかし、その後の名簿の精査において、本小分類の区分に疑義が生じたため、前年度までの連続性を重視して、管理部門・現場の識別については従来どおり、エネルギー消費統計中の調査回答を利用して行うことに変更している。）

(4) 標準偏差・母平均・総和・母集団事業所数

エネルギー消費量の標準偏差、母平均、総和は、前年度調査結果から算出される値（一次エネルギー投入の合計）を用いる。一次エネルギー投入の定義は下記の通り。

表 2 一次エネルギー投入の定義

	一次エネルギー投入
燃料	消費（生産ボイラ用・発電ボイラ用・コージェネ用・ディーゼル用を含む）
電力	購入－販売
熱源	購入－販売

このときの標準偏差・母平均は標本調査部分の、総和は経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査の単純集計結果を合算した値を用いる。

母集団事業所数は、事業所母集団データベース（前年次フレーム）に基づき集計を行った結果か

ら、単純集計部分の石油等消費動態統計事業所・省エネ法定期報告対象事業所数（前年度実績）・自家発電名簿登載事業所を除く。

(5) 有効回答率

有効回答率（有効回答数／調査票抽出数）は、前年度調査の有効回答率を用いる。

3. ローテーション・サンプリング

経年変化の安定化を図ることを目的に、標本抽出する際には、2分の1ずつ標本の入れ替えを行うこととし、一度抽出した事業所は2年間継続して調査を実施するものとする。

なお、平成27年度調査の標本については、半数を平成26年度調査の調査対象事業所から無作為に抽出し、残り半数を平成28年度までの2年間継続して調査する事業所として母集団から新たに抽出するものとする。

4. 母集団名簿の取り扱いについて

今年度調査においては、標本抽出時には事業所母集団データベース（前年次フレーム）を使用し、拡大推計時（公表時）には、事業所母集団データベース（今年次フレーム）を利用する予定。これは、前年次フレームよりも今年次フレームのほうが、今年度の事業所の実態により即した業種・規模分布を表していると考えられる。

エネルギー消費統計調査 調査名簿フォーマット(H27調査用予定)

SEQ	項目名称	内容	凡例	備考
1	H26_KEYCD_FLAME	H26年次フレーム13桁 (ユニークキー)	通常:事業所母集団データベース(平成26年次フレーム)に収録されている「共通事業所コード」+「0000」または「000f」 ダミー:「B」or「J」or「K」or「F」+12桁の連番	ダミーコード「B」は建物全体を調査するビル ダミーコード「J」は省エネ定期報告の指定工場、または熱供給名簿対象 ダミーコード「K」は同一所在地・同一企業の複数事業所を一括調査する対象 ダミーコード「F」は、H25年次フレーム、H24センサ活動調査、H21センサ基礎調査、H18事業所・企業統計調査の大規模事業所のうち、H26年次フレームで削除された対象
2	H25_KEYCD_FLAME	H25年次フレーム13桁	通常:事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)に収録されている「共通事業所コード」+「0000」または「000f」 ダミー:「B」or「J」or「K」or「F」+12桁の連番	ダミーコード「B」は建物全体を調査するビル ダミーコード「J」は省エネ定期報告の指定工場、または熱供給名簿対象 ダミーコード「K」は同一所在地・同一企業の複数事業所を一括調査する対象 ダミーコード「F」はH24センサ活動調査、H21センサ基礎調査、H18事業所・企業統計調査の大規模事業所のうち、H25年次フレームで削除された対象
3	JG_CD	事業所コード		事業所母集団情報の事業所番号
4	H27_NO	H27年度調査ID		14桁(採用枝番)
5	CHOSA_FLG	調査ベースマスタフラグ	1:対象事業所(通常)、2:対象事業所(Aビル送付対象外)	
6	CHUSHUTSU_FLG	抽出ベースマスタフラグ	1:対象事業所	
7	JIKAHATSU_FLG	確定_自家発リストフラグ	1:常用(稼働あり)、2:常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし)、9:自家発リスト収録だが未回収	
8	KEN_CD	都道府県コード	01~47	
9	BIG_INDUST	確定_業種大分類コード	A~S、ブランク:通常	(審査用)
10	ID_MID_INDUST_1	確定_産業分類1(業種中分類コード)	01~98、ブランク:通常 00:ダミー用業種	(審査用)
11	ID_MID_INDUST_3	確定_産業分類3	0:通常、1~9:エネ消費調査独自業種	(審査用)
12	INDUST	業種小分類コード		(審査用)
13	ID_MID_NUM_S	確定_従業者数区分	1:1~3人、2:4~9人、3:10~19人、4:20~29人、5:30~49人、6:50~99人、7:100~199人、8:200~299人、9:300人以上、0:規模なし、Z:0名	「Z:0名」は、名簿上の従業者数が0名のもの 調査回答従業者数が0名~1名未満のものは、「1:1~3人」に区分 (審査用)
14	INDUSTNUM_HOTEN	業種・規模補填フラグ	1:業種のみ補填、2:規模のみ補填、3:業種・規模ともに補填	
15	NUM_S	確定_従業者数		
16	SHIKICHI_CD_1	敷地コード1	S****:省エネビル、 M****:省エネビル以外、 G****:庁舎、 C****:Cビル、 A****:Aビル、 K****:同一所在地・同一企業、 Z****:優先1・優先2の敷地が完全な包含関係にない場合のダミー情報 (優先1にZ00000を収録し、優先2にS~Aの敷地コードを収録)	優先1
17	SHIKICHI_CD_2	敷地コード2		優先2
18	SHIKICHI_CD_3	敷地コード3		優先3
19	ID_OYAKO_FLG_1	親子フラグ1		優先1
20	ID_OYAKO_FLG_2	親子フラグ2	0:通常、1:省エネ_寄せなし、2:ビル_省エネ・C・A、3:ビル内親事業所_省エネ・C・A、4:ビル内子事業所_省エネ・C・A、5:庁舎、6:庁舎内事業所、7:企業名寄せ、8:企業名寄せ内事業所	優先2
21	ID_OYAKO_FLG_3	親子フラグ3		優先3
22	ANBUN_FLG_1	按分フラグ1		優先1
23	ANBUN_FLG_2	按分フラグ2	1:自ら使用分、2:テナント使用分、3:合計、0:ダミー情報	優先2
24	ANBUN_FLG_3	按分フラグ3		優先3

SEQ	項目名称	内容	凡例	備考
25	SHO_ID_7	省エネID(7桁)		
26	TAISHOGAI_FLG	対象外フラグ(本年度)	1:休業_調査結果, 2:廃業_調査結果, 3:譲渡・売却・登記のみ, 4:センサ重複, 5:調査対象外業種, 6:石消(子も含む), 7:構内請負, 8:宛先不明, 9:その他, 11:倒産・休業・解散, 12:居住部含有, 13:エネルギー一部含有, 14:法律事務所, 15:集合住宅, 16:個人事業所, 17:エネルギー消費量未把握事業所, 31:移転, 32:前年度拒否, 52:廃業_DB, 90:省エネ, 91:熱	調査開始後判明分を含む
27	TAISHOGAI_KBN	対象外区分	1:母集団対象外, 2:抽出対象外	母集団対象外:設計・拡大推計の対象外とするもの 抽出対象外:調査対象外とはするが、設計・拡大推計の対象とするもの
28	A_NAME_2_1	確定_正式名称1/ビル名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
29	A_NAME_3	確定_通称名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
30	A_MAIL	確定_郵便番号		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
31	A_ADDRESS_1	確定_都道府県名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
32	A_ADDRESS_2	確定_市区町村名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
33	A_ADDRESS_3	確定_町丁・字・番地・号		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
34	A_ADDRESS_4	確定_ビル名等		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
35	A_TEL	電話番号		
36	TOSHIG_AREA_FLG	都市ガスエリア	1:都市ガスエリア	
37	KAISHUMAE_JIKAHATSU_FLG	回収前_自家発リストフラグ	1:常用(稼働あり), 2:常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし), 9:自家発リスト収録だが未回収	
38	KAISHUMAE_BIG_INDUST	回収前_業種大分類コード	A~S, ブランク:通常	
39	KAISHUMAE_ID_MID_INDUST_1	回収前_産業分類1(業種中分類コード)	01~98, ブランク:通常 00:ダミー用業種	
40	KAISHUMAE_ID_MID_INDUST_3	回収前_産業分類3	0:通常, 1~9:エネ消調査独自業種	
41	KAISHUMAE_ID_MID_NUM_S	回収前_従業者数区分	1:1~3人, 2:4~9人, 3:10~19人, 4:20~29人, 5:30~49人, 6:50~99人, 7:100~199人, 8:200~299人, 9:300人以上, 0:規模なし	
42	KAISHUMAE_NUM_S	回収前_従業者数		派遣等調整済(事業従業者数)
43	KAISHUMAE_A_NAME_2_1	回収前_正式名称1/ビル名		
44	KAISHUMAE_A_NAME_3	回収前_通称名		
45	KAISHUMAE_A_MAIL	回収前_郵便番号		
46	KAISHUMAE_A_ADDRESS_1	回収前_都道府県名		
47	KAISHUMAE_A_ADDRESS_2	回収前_市区町村名		
48	KAISHUMAE_A_ADDRESS_3	回収前_町丁・字・番地・号		
49	KAISHUMAE_A_ADDRESS_4	回収前_ビル名等		
50	NUM_KBN_SHO	省エネ従業者数処理区分	0:従業者数規模設定不可(省エネ:H26年次フレーム = N:1 or N:N), 1:H26年次フレーム従業者数を単独で設定(省エネ:H26年次フレーム = 1:1), 2:H26年次フレーム従業者数を合算して設定(省エネ:H26年次フレーム = 1:N)	

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準	雛形 頁番号	提案書 頁番号			
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎点				加点	基礎点	加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)
1 事業の目的、内容及び実施方法													
	1.1	事業目的	事業の目的が、資源エネルギー庁の事業目的に合致しているか。	必須	5	5	0	・事業の目的が、資源エネルギー庁の事業目的に合致しているか。	—	7			
	1.2	事業内容	・事業内容が、事業目的と整合しているか。 ・事業内容が、具体的かつ詳細か。 ・資源エネルギー庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか(新規性・独創性)。	必須	30	10	20	・事業内容が、事業目的と整合しているか。	・事業内容が、具体的かつ詳細か。 ・資源エネルギー庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか(新規性・独創性)。	8			
	1.3	事業実施方法	・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。 ・効率的・効果的、かつ、実現可能な事業実施方法が採られているか。 ・事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。 ・名簿作成・整備、回収率向上のための手立て、審査・疑義照会の方法等について実施可能な方法が具体的に記述されているか。 ・ISO50001の認証を取得しているか。	必須	30	5	25	・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。	・効率的・効果的、かつ、実現可能な事業実施方法が採られているか。 ・事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。 ・名簿作成・整備、回収率向上のための手立て、審査・疑義照会の方法等について実施可能な方法が具体的に記述されているか。 ・ISO50001の認証を取得しているか。	9			
2 事業実施計画													
	2.1	事業実施計画	・事業実施計画(スケジュール)に資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか、その内容は妥当かつ現実的か。 ・事業実施手順について、効率的に集計・分析を実施するための工夫が示されているか。 ・資源エネルギー庁との打ち合わせ、定期報告を意識した作業計画が提案されているか。 ・事業実施計画(スケジュール)に、事業を適切に実施する根拠(人員・手順等)が示されているか。 ・年度展開は適切に実行できるものになっているか。	必須	40	10	30	・事業実施計画(スケジュール)に資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか、その内容は妥当かつ現実的か。 ・事業実施手順について、効率的に集計・分析を実施するための工夫が示されているか。	・資源エネルギー庁との打ち合わせ、定期報告を意識した作業計画が提案されているか。 ・事業実施計画(スケジュール)に、事業を適切に実施する根拠(人員・手順等)が示されているか。 ・年度展開は適切に実行できるものになっているか。	10			
3 事業実施体制													
	3.1	実施体制・役割分担	・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・担当者の業務が重複している場合、管理者等が相互調整できる体制・分担となっているか。 ・本業務に当たっての人員補助などバックアップ体制が示されているか。 ・再委託を行う業務がある場合、再委託先の業務内容・業務が明確にされているか。 ・資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	40	5	35	・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。	・担当者の業務が重複している場合、管理者等が相互調整できる体制・分担となっているか。 ・本業務に当たっての人員補助などバックアップ体制が示されているか。 ・再委託を行う業務がある場合、再委託先の業務内容・業務が明確にされているか。 ・資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	11			
	3.2	組織としての専門性・類似事業実績	・組織に、類似事業の経験があるか。・統計調査、アンケート調査の事業実績	任意	12 45	0	12 45	—	・組織に、類似事業の経験があるか。 ・統計調査、アンケート調査の事業実績があるか。	12			
	3.3	事業従事予定者の専門性・類似事業実績	・事業従事者に、類似事業の経験があるか。 ・この調査に関わる研究員にエネルギーに関する専門知識・ノウハウがあるか。 ・この調査に関わる研究員に、統計・アンケートに関する調査実績があるか。	任意	27 30	0	27 30	—	・事業従事者に、類似事業の経験があるか。 ・この調査に関わる研究員にエネルギーに関する専門知識・ノウハウがあるか。 ・この調査に関わる研究員に、統計・アンケートに関する調査実績があるか。	13			
	3.4	事業遂行のための経営基盤・管理体制	・事業遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。 (支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等有しているか。)	必須	10	5	5	・事業遂行のための経営基盤を有しているか。	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等有しているか。)	14			
	3.5	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等を取得しているか。	任意	6	0	6	—	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)2点、2段階目(※1)4点、3段階目6点 行動計画(※2)1点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くろみん認定企業・プラチナ認定企業) くろみん2点、プラチナくろみん4点 ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定4点	15			

秘

平成27年度エネルギー消費統計調査 調査票 第1号(a)

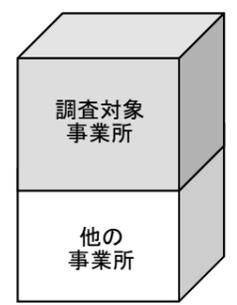
経済産業省
資源エネルギー庁



●この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
●報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。
●電子媒体調査票(Excel形式)によるe-mailでの提出も可能です。希望される場合には、エネルギー消費統計調査事務局に連絡してください。(フリーダイヤル:0120-716-637)

調査対象と回答数値について

原則 1ページ「A3. 調査対象事業所」について回答してください (企業単位の調査ではありません)

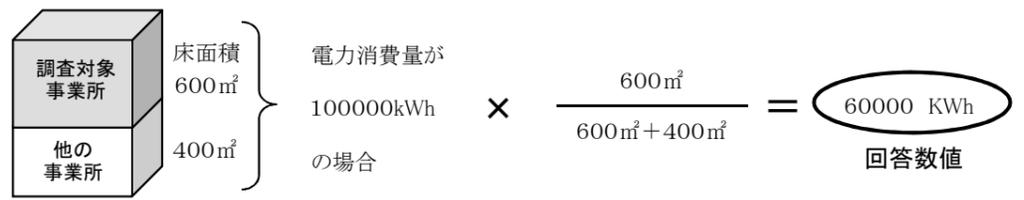


調査対象事業所のエネルギー消費量(電力・燃料など)を回答してください
原則として平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)1年間の値を回答してください

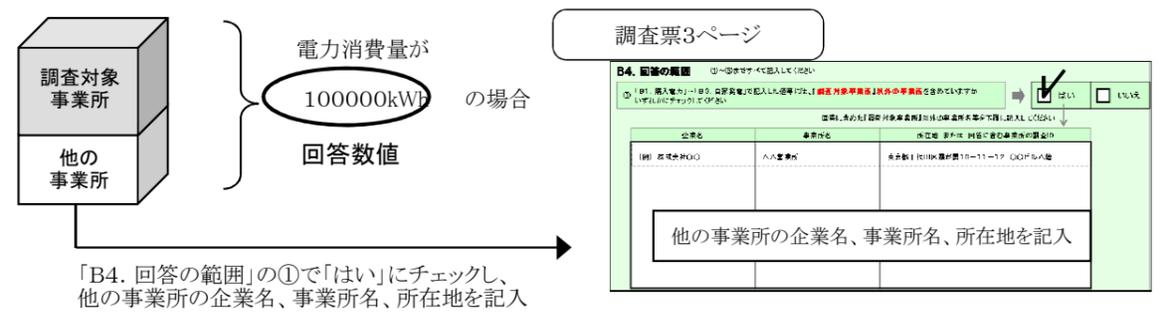
例外

調査対象事業所と他の事業所のエネルギー消費量を区別していない場合

◆ 延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答してください



◆ 延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答できない場合は、調査対象事業所と他の事業所の合計の値を回答してください



エネルギー消費量について

エネルギー消費量は、原則として数量(kWh、m3等)かつ整数(小数点以下四捨五入)で記入してください

- 【例】「B1.購入電力」の場合
- ・契約会社からの「電気ご使用量のお知らせ」や「請求書」※に、**単位kWh**で記載されている「ご使用量」や「使用電力量」※を記入してください
※契約会社により名称が異なります
- ・調査対象期間は平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)です
- ・複数の種別で契約されている場合は、「ご使用量」のすべての合計を記入してください



問い合わせ先: エネルギー消費統計調査事務局
電話: 0120-716-637(フリーダイヤル)
受付時間: 月～金曜日(祝日除く) 9:00～18:00

A1. 送付先

送付先	

A2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	<input type="checkbox"/> 「送付先」と同一	〒	都道府県
企業名 事業所名	<input type="checkbox"/> 「送付先」と同一	(番地・建物名等)	
部署名	<input type="checkbox"/> 「送付先」と同一		
役職名	<input type="checkbox"/> 「送付先」と同一		
記入者 氏名	<input type="checkbox"/> 「送付先」と同一		
電話番号		-	-
e-mail			

A3. 調査対象事業所

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称の事業所が、この調査の『調査対象事業所』です

- ・以後の設問に対しては『調査対象事業所』について記入してください
詳細は左ページ(調査票4ページ)の「調査対象と回答数値について」を参照してください
- ・下欄の赤枠内に『調査対象事業所』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください
(例) 中央区 千代田区

※修正した場合のみ、以下の修正理由からあてはまるものにチェックしてください

調査対象事業所	所在地	<input type="checkbox"/> 移転(平成 年 月) <input type="checkbox"/> 表記誤りの訂正 <input type="checkbox"/> その他一備考欄に記入
	事業所名	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 表記誤りの訂正 <input type="checkbox"/> その他一備考欄に記入

A4. エネルギー消費量の記入について

調査票4ページ「調査対象と回答数値について」に則ってエネルギー消費量(電力・燃料など)を記入できますか。いずれかにチェックしてください
※エネルギー消費量を把握している方が同一企業・団体である場合、「いいえ」とせず担当部門等にご照会いただき、エネルギー消費量の記入にご協力ください

- はい 2ページ B1～B4へ
- いいえ 3ページ B5へ

備考欄

事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

注意事項

・調査対象期間は、原則として平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の1年間です

・居住用のエネルギー消費量は、回答に含めないでください。居住用と事業用のエネルギー消費量を区別していない場合でも、消費割合を考慮し、事業用の数値を算出、記入してください

・消費しているが消費数量・金額共に把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください

・原則として、エネルギー消費量は数量(kWh、m3等)かつ整数(小数点以下四捨五入)で記入してください

数量で把握していない場合は、金額で記入してください
金額で記入する場合は、消費税込みまたは消費税抜きのいずれかにチェックのうえ、記入してください

消費税込 消費税抜

B1. 購入電力

購入した電力のうち、共同受電等による『調査対象事業所』以外への販売・払出量は除いてください

記入する値は、「kWh(キロワットアワー)」または金額で記入してください
(「kW(キロワット)」や「kV(キロボルト)」の値は記入しないでください)

購入電力(買電)量	単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
	kWh・円	
契約会社 (番号を○で囲む、複数選択可)	1. 北海道電力 2. 東北電力 3. 東京電力 4. 中部電力 5. 北陸電力 6. 関西電力 7. 中国電力 8. 四国電力 9. 九州電力 10. 沖縄電力 11. 不明 12. その他→具体的に ()	
契約種別 (記号を○で囲む、複数選択可)	A. 定額電灯 B. 従量電灯 C. 臨時電灯 D. 業務用電力 E. 低圧電力 F. 高圧電力 G. 特別高圧 H. 臨時電力 I. 各種の選択約款 J. 不明 K. その他→具体的に ()	

B2. 燃料消費

燃料消費量のうち、車両用燃料については、以下の「車両用燃料について」を参照のうえ、記入してください

	単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
都市ガス	m3・円	
LPガス (LPG、プロパンガス)	トン・m3・円	
灯油	リットル・円	
A重油	リットル・円	
ガソリン	リットル・円	
軽油	リットル・円	
(燃料名記入)	(単位記入)	
上記以外の燃料		

車両用燃料について

燃料消費量には、車両用(下記①～⑤)に消費した燃料を含めて記入してください

主に一般道路を走行する自家用(社用)、事業用(タクシー、トラック、バス等)の消費量は含めないでください

記入が必要な車両用燃料

- ①工場・倉庫・空港等の構内のみで使用する車両用
- ②小型特殊車用
(フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等)
- ③大型特殊車用(ブルドーザー等)
- ④一般の輸送に従事しない特種用途車用
(救急車、霊柩車、道路作業車、教習車等)
- ⑤二輪自動車用(すべて)

上記①～⑤以外の車両用燃料を含めて記入した場合はチェックしてください

B3. 自家発電

① 自家発電設備を所有または管理していますか
いずれかにチェックしてください (常用・非常用は問いません)

はい いいえ → B4へ

② 所有または管理している自家発電設備を選択してください
(○で囲む、複数選択可)

- 1. ボイラ発電(汽力発電)
- 2. コージェネレーション
- 3. 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電
- 4. 太陽光発電
- 5. 風力発電
- 6. 小水力発電
- 7. その他の発電→具体的に ()

所有または管理している自家発電設備のみ、稼働状況を選択し、発電量を記入してください	稼働状況(○で囲む)	単位	発電量計	うち、『調査対象事業所』以外への販売・払出量
ボイラ発電(汽力発電)、コージェネレーション 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電	1. 常用(稼働あり) 2. 常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし) 3. 非常用(稼働あり) 4. 非常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし)			
太陽光発電、風力発電、小水力発電		kWh		
その他の発電		kWh		

B4. 回答の範囲

①～⑥まですべて記入してください

① 「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」で記入した値等には、『調査対象事業所』以外の事業所を含めていますか
いずれかにチェックしてください

はい いいえ

回答に含めた『調査対象事業所』以外の事業所名等を下欄に記入してください

企業名	事業所名	所在地 または 回答を含む事業所の調査ID
(例) 株式会社〇〇	△△営業所	東京都千代田区霞が関10-11-12 〇〇ビル△階

② 『調査対象事業所』またはB4①で記入した事業所には、商品・製品・試作品の製造部門または研究部門がありますか。いずれかにチェックしてください

はい いいえ

③ 『調査対象事業所』またはB4①で記入した事業所には、電気自動車向け充電設備がありますか
いずれかにチェックしてください (普通充電用・急速充電用は問いません)

はい いいえ

④ 従業者数 <平成28年3月末時点の値>
※パート、アルバイト等は、「1日8時間換算」従業者数

人

⑤ 延べ床面積 <平成28年3月末時点の値>
※小数点以下は四捨五入してください

m2

消費税込みまたは消費税抜きの
いずれかにチェックしてください

⑥ 売上高 営業収入 <平成27年度の値>

百万円

消費税込 消費税抜

以上で記入終了です。ご協力ありがとうございました

B5. (A4で「いいえ」と回答した場合のみ) 『調査対象事業所』以外でエネルギー消費量を把握している方

『調査対象事業所』とのお関係 ※あてはまる番号を○で囲んでください		1. ビルオーナー 2. 建物の管理会社	
		3. その他→具体的に ()	
企業名		部署名	
所在地	〒 都道府県	市区町村	
	(番地・建物名等)	TEL	— — — —